

## 第3回 契約・決済アーキテクチャ検討会 議事録

- 1 日時 令和3年3月22日（火）13時～15時
- 2 場所 オンライン開催
- 3 出席者（五十音順、敬称略）

### 【委員】

岩田 太地 日本電気株式会社 デジタルインテグレーション本部 本部長  
岡本 浩一郎 電子インボイス推進協議会 代表幹事兼弥生株式会社 代表取締役社長  
喜多羅 滋夫 喜多羅株式会社 Chief Evangelist  
小早川 周司 明治大学 政治経済学部 教授  
佐々木 清隆 一橋大学大学院 経営管理研究科 客員教授  
鈴木 咲子 スイフト・ジャパン株式会社 ビジネスイノベーションディレクター  
中林 紀彦 ヤマト運輸株式会社 執行役員 デジタルデータ戦略担当  
福島 良典 株式会社 LayerX 代表取締役 CEO  
富士榮 尚寛 一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン 代表理事  
森下 哲朗 上智大学 法学部 教授  
山上 聡 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 研究理事  
グローバル金融ビジネスユニット長兼シンガポール支店長

### 【アドバイザー】

一般社団法人金融革新同友会 FINOVATORS  
瀧 俊雄 株式会社 マネーフォワード 執行役員 CoPA 兼 Fintech 研究所長

### 【オブザーバ】

一般社団法人 情報サービス産業協会  
一般社団法人 新経済連盟  
一般社団法人 全国銀行協会  
一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワーク  
一般社団法人 ソフトウェア協会  
一般社団法人 電子情報技術産業協会  
一般社団法人 日本 IT 団体連盟  
一般社団法人 日本経済団体連合会  
日本商工会議所

## 【関係省庁等】

金融庁

経済産業省

国立研究開発法人 新エネルギー産業技術総合開発機構

財務省

中小企業庁

デジタル庁

内閣府

日本銀行

## 【事務局】

独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター

齊藤 裕 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長

大久保 光 伸 契約・決済プロジェクトマネージャ

梶田 高 志 契約・決済プロジェクトリーダー

○梶田プロジェクトリーダー 委員の皆さまがおそろいだと認識しましたので、それでは令和3年度第3回契約・決済アーキテクチャ検討会を開催します。本日は、委員の方々、またアドバイザーの方々、お忙しいところ、お集まりいただき、大変ありがとうございます。議事進行を務める情報処理推進機構デジタルアーキテクチャデザインセンターの梶田です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは第3回検討会の開会に当たり、デジタルアーキテクチャデザインセンター、齊藤センター長より、あいさつをいたします。それでは齊藤センター長、お願いします。

○齊藤センター長 ただ今、ご紹介にあずかりました、DADCのセンター長を務めている齊藤です。本日をもってまん延防止等重点措置が全面解除となった一方で、現在、ロシアのウクライナ侵攻に伴って、政治とか、経済への対応に、多分、皆さんはお忙しいのではないかと思います。そうした中で、本日、第3回の検討会に、契約・決済、ITと広範な領域にまたがって、有識者とか関係省庁の方々といった本当に多数の関係者の皆さまにご出席していただいたことに、心より感謝を申し上げます。

さて、昨年12月に開催した第2回検討会以降、当センターでは、主にアーキテクチャが実現すべきビジョンや、普及施策について、論点の整理を進めてきました。そのインプットの間として、非公開の形式ではありましたが、2度にわたるスタディ・グループにおいて、ご議論をしていただき、多大なご示唆を頂いています。

また、昨年以來、ITコーディネータ協会や、一般社団法人の全国銀行協会をはじめ、さまざまなステークホルダーの皆さまと連携の機会を賜りながら、契約・決済における現状の

課題をより明確に把握してきました。そして、望ましいアーキテクチャの在り方についても検討を重ねてきました。

これらを踏まえて、デジタル庁から作成を依頼されている検討事項の中間取りまとめとなる成果物について、本日の検討会では、現在、事務局で作成中の骨子案についてご説明する予定です。

社会実装に向け、実現性、実効性のあるものにするためにも、さらに必要な記載事項や論点などがあると思います。ご出席の皆さまからは、ぜひご忌憚のないご意見、ご指摘を賜れますと幸いです。どうぞよろしく申し上げます。

○ 靱田プロジェクトリーダー 齊藤センター長、ありがとうございます。それでは事務局から、本検討会の運営要領についてご説明します。本日の検討会も第1回、第2回の検討会同様、原則として、議事・議事録、ともに公開とします。そのため、本検討会の模様は、YouTubeにおけるライブストリーム配信を行っております旨、ご出席の各委員、アドバイザーの方々におかれましてはあらかじめ、ご了解をいただければ幸いです。

また、本日、内容に鑑み、仮に機微に触れるような内容が含まれる場合がありますら、一部分のみ、編集の上、公表をする可能性があります旨、申し上げます。

また、本日ですけれども、増島アドバイザーはご欠席と聞いております。そのため、事務局において事前にコメントを頂いておりますので、後ほど読み上げをさせていただければと思います。また、佐々木委員は、途中からご参加というお話を聞いています。

それでは続いて、議事に移ります。齊藤センター長からもご説明いただきましたとおり、本日の流れとしましては、事前に配布を差し上げた資料に基づき、IPA・DADC 契約・決済プロジェクトにおけるプロジェクトマネージャである大久保より、資料に基づきご説明します。

また、事務局説明の後、この増島アドバイザーから頂いているコメントについて、私からご紹介をします。

また、併せて、本検討会と連携して検討を進めていらっしゃる、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークにおける次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース、このうち ZEDI 利活用促進ワーキンググループにおいて、本検討会のトスアップ事項がございます。そのため、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークの事務局長、小林健一様より、ご紹介をお願いできればと考えています。

これらの後、委員の皆さまからの自由討議をお願いできればと考えています。従前からお願いしているとおり、Slack 又は本会議システムのチャットにおいて、ご発言の意向がある旨、もしくはご発言の内容について、簡単にでもご記載いただけますと、大変ありがたく思います。

それでは、早速ですが、大久保プロジェクトマネージャより、資料に基づき、ご説明します。それでは大久保プロジェクトマネージャ、よろしく申し上げます。

○大久保プロジェクトマネージャ 皆さま、本日は年度末のお忙しいところ、本検討会へご参加くださり、誠にありがとうございます。本プロジェクトについては、昨年10月から委員の皆さま方や、オブザーバの業界団体の皆さま、そしてスタディ・グループ等で講師を担ってくださった皆さま方のお力添えを賜り、プロジェクトの中間成果物に当たるグリーンペーパーの骨子案を発表させていただく流れになりました。

また、金融機関調査のご協力を頂きました金融機関の皆さまへの感謝の意をこの場で述べさせていただきたいと思います。

本日の検討会は YouTube でリアルタイム配信を行っていますので、本日、初めてご視聴くださっている皆さま方は、これまでわれわれが公開してきた資料について、IPA・DADC のホームページに掲載していますので、適宜、ご参照賜れますと幸いです。

こちらが本日のアジェンダです。15分ほど、私からご説明したいと思います。この章では、受発注・請求決済・KYC、そしてアーキテクチャや普及施策など、領域横断的な事項に関わる論点について、ご説明します。

まず、この表の見方ですが、昨年6月に公表された包括的データ戦略のアーキテクチャに基づき、本検討の分析に用いるレイヤー構造をマッピングしています。連携基盤では、「分散管理」というキーワードも挙げられましたし、データ標準については、取引におけるパワーバランス解消というご提言も頂いています。またトラスト基盤については、ガバナンスの課題や、政府が公共サービスとして提供すべきものは何かという課題が設定されました。これらの課題については、すでに他の協議会等で取り上げられているものもありますが、われわれのプロジェクトではより実務に近い領域で実効性が求められていると認識をしています。

また、請求取引領域については、デジタル庁が主導するデジタルインボイスの仕組みをはじめ、ユニークIDやKYC、既存システムとの連携、そして中小企業庁や業界団体の皆さまがすでに取り組んでこられた標準化動向について、理解を深めてきました。

一方で、決済取引の領域については、金融機関調査の結果ですとか、ユーザー目線でのサービス提供などの観点から、われわれが目指しているグローバル標準への道のりは遠いと、来年度以降においても、課題をアクションプランに落とし込み、しっかりと対応していくことが必要であると考えています。

ここでもアンチマネーロンダリングの対策ですとか、KYC、そしてIDの課題、さらにはG20承認の国際送金における定量的な目標値への対応など、課題が顕著化しています。

続いて、KYCの領域においては、識別子や認証局、本人確認、ベースレジストリの検討状況などから、有識者の方々からプレゼンテーションをしていただき、論点を整理してきました。直近2月から3月にかけては、アーキテクチャや普及施策について、それぞれ5つの論点、アーキテクチャ設計の総論、利用者視点、大企業に対する普及施策、中小企業に対する普及施策、データ利活用に向けたガバナンスの在り方について、横断的に整理をしてき

ました。

続いて、グリーンペーパーの骨子案についてご紹介します。本プロジェクトの成果物については、4月末目途でグリーンペーパー、リファレンスアーキテクチャ、ビジネス・ユースケース集を、中間取りまとめとしてお示しする予定です。

これまで10頁左の検討体制において、中央に記載している今年度の想定成果物の整理をしているところです。まず、グリーンペーパーですが、こちらはWordの文書を予定しており、検討の背景に関する整理を踏まえて、次世代取引基盤によりもたらされる社会のビジョン及びこれに合わせた各ステークホルダーにもたらされるメリット、その実現のための政策提言を整理しています。

リファレンスアーキテクチャについては、受発注・請求・決済の関連システムを設計・開発するITベンダーが参照すべき技術文書として、以下を作成しています。アクター定義、業務フロー、システム構成イメージ、そしてデータモデルです。

ビジネス・ユースケースについては、アーキテクチャのメリットを示すために、その実装によって、実現可能とする新たなビジネスモデルですとか、業務フローについて、ビジネスのユースケースとして整理をしています。後ほど、いくつかプランを用意しましたので、参考までにご紹介をしたいと思います。

まずはグリーンペーパーの目次案がこちらです。記載内容については、関係省庁等との調整を継続していますので、現時点でのあくまでの骨子となっています。今後、記載について、変更が生じる可能性がありますので、ご了承をしていただければ幸いです。

まず、検討理由の詳細につきまして、ご説明は割愛します。

契約・決済プロジェクトの検討背景については、現在、このように整理をしています。まず、わが国のこれまでの既存の産業分野やサプライチェーンを前提として、それぞれが受発注・請求・決済にわたる慣習ですとか、システムの効率化・最適化が図られて、わが国経済の競争力を支えてきました。他方で、インターネットをベースとした世界的な広がりですとか、技術革新を背景とした新たな新商品・新サービスの出現、さらにこのSDGsへの関心の高まり、個人の働き方の変革等、ビジネスをとりまく環境が日々変化しています。

こうした変化を背景に、海外では国際標準に従った請求・決済データですとか、CO2排出量の削減等、業界横断のデータ・業務サービス、連携等により、取引先に限られない、新たな業種・企業との連携が実現されているような状況にあります。一方、われわれ日本企業においては個別最適に限られてしまっていて、社会全体の最適化ですとか、ビジネス環境の急激な変化から取り残されているのではないかという強い課題感があります。

われわれの契約・決済プロジェクトにおいては、これらの環境の変化についていき、わが国における企業活動の活性化や、国際競争力の強化のため、業界・業種を問わず、官公庁・企業間においても用いられる取引基盤について、多種多様な商品・サービス・データへのアクセスを容易にし、新たな取引先とのスムーズな取引関係の構築を容易にする仕組み、仮想的な次世代取引基盤と呼んでいますけれども、これを実現することを背景に挙げています。

特にこの各企業が異なる業務システムを利用していたとしても、取引に関する標準化されたデータ・業務サービスの連携・共有を可能とすること、また、この新たなビジネスチャンスに向けた取引データの利活用のあり方について検討すること。そしてキーワードに挙げた、政府の電子調達システム等での先行利用を通じて、次世代取引基盤の実現を加速するという整理をした次第です。

また位置付けとして、われわれのこの整理をしたフレームワークについて、ご紹介をします。システムエンジニアのこの国際標準である ISO15288 : 2015 という中で、この技術プロセスの記述について、このようにフレームワークでは整理をされています。ビジネス分析プロセス、そしてステークホルダーのニーズ等、要求定義のプロセス、システム要求分析プロセス、アーキテクチャの定義のプロセス、検証と妥当性確認のプロセス群となっています。

一番右のこの検証フェーズは、来年度、NEDO による実証事業を想定していますので、本資料の対象からはスコープ外としています。

それぞれこの後、第2章、3章、4章、5章、6章、7章を今からご説明しますので、このようなフレームワークによって整理をしているといった辺りを共有します。

まず、本プロジェクトにおける受発注、契約、決済の用語の定義をこのように設定しました。「受発注」、「(検収)」と書いていますけれども、あとは「請求」、「決済」です。それぞれ上に書いてある内容と、あとは関連する法案、中小企業 EDI 標準とのマッピングを示しているのがこちら 15 ページの図になっています。

マクロ外部環境の整理については、第1回の検討会のときにもご提示しましたが、こちらの PEST 分析のフレームワークに則って整理を進めているところです。

続いて、包括的データ戦略アーキテクチャとの対象関係ということで、左側に1層から7層と書いてあるのですが、われわれのプロジェクトにおける定義、そして具体例をこちらに整理をしています。

まず6層、7層のところが、この「目指すべきビジョン」ということで、来年度、実証等を通じて検討を行っていきます。そして「ビジョンを支えるシステム」については、今年度、検討で、一部は来年度の実証を通じ、適宜、修正をしていきます。このような段取りで進めてまいりました。

第3章が、ここからが本題になってきます。「契約・決済取引の現状と論点」について、ご説明します。まずこの「受発注領域に係る論点」なのですが、この①番から④番のところ、それぞれ取引先ごとのデータ連携の仕様の差異があり、各仕様の対応負担が存在しています。②で示しているところ、電子商取引に該当しない取引における受発注データを事業者の業務システムへ取り込む際の対応負担が存在しています。

そして3つ目、受発注・請求の連携における論点です。事業者の業務システムにおいて、受発注・検収・請求間の各データ項目が整理されておらず、人手による都度の作業負担が発生しています。

そして4つ目に事業者間の取引メッセージにおいて、受発注・検収・請求、それぞれをひ

もづける情報が添付されておらず、この突合する負担が発生しています。

続いて、右側に記載の「請求分野における論点」についてご紹介します。こちら①から③に整理をされているのですけれども、まずこのデジタルインボイスが整理された **business-as-usual**、BAU ケースを念頭に、①のこの特定の VAN 内で請求を行うケース、A から B、そして 2 番目のパターンが特定のクラウド ERP 内で請求を行う場合、C から D を示しています。

そして 3 つ目が特定の業界 VAN、クラウド ERP を超えて請求を行う場合、A から C、この 3 パターンを想定しています。

請求機能を有する業界完結型の EDI 等を想定したこの①のケースでは、独自の仕様によって、適格請求書の請求を行うことが可能です。②番、③番に比べて、この Peppol を採用するインセンティブが弱いという可能性があり、独自規格で適格請求書対応を進めることも想定されている現状になっています。

続いて、大きな論点、「契約・決済取引の現状と論点」についてご紹介をします。この決済の領域に係る論点、特にこの赤のバツを書いているところに注目をしていただきたいと思っております。決済分野においては、振込ですとか、クレカの決済等の決済手段ごとに電文が異なっています。事業者が決済指示を行う上で業務システムが対応している決済電文が限定的なケースがあります。

そして請求と決済の連携における論点ですけれども、全銀システムのみでも、金流データ連携は可能なのですが、この全銀フォーマットが固定長の電文であるため、連携できる金流データの情報量が限定的になっています。

そして 3 つ整理していて、支払事業者側の金流データのひもづけのインセンティブがありません。2 つ目に、データ連携を実施する上で、インターフェース上の課題があり、人手の介入が必要になります。

3 つ目が、事業者システムのこの XML 決済電文の対応が途上であるということの要因により ZEDI の利活用が極めて低調である点が挙げられます。

右側の「識別子・事業者の本人確認に係る論点」ですが、まずこの事業者は取引先ごとですとか、取引段階ごとに相互運用性のない、独自識別子を管理しているという状況にあります。

適格請求書の登録事業者番号は、免税事業者には適用されないなどの課題があり、グローバルな識別子が存在しないという課題が挙げられます。識別子については、個別の業務目的によって設計されているため、目的に応じて取引識別子ですとか、事業所等について識別子が必要なケースも存在しています。

さらには中国における貿易管理、EU におけるアンチマネーロンダリングの対策の観点からは、事業者の識別については、LEI と言われる **Legal Entity Identifier** の付記を義務付けるような世界的な流れも来ているということが挙げられます。

そして事業者の本人確認分野における論点です。一部の受発注・決済の取引については、

法令に基づく事業者の本人確認義務が課されている一方、それ以外の取引については、事業者の本人確認等の実施は義務付けられていません。

今後、取引のデジタル化により、取引先を限定しないネットワークを利用した取引の増加を想定した場合に、事業者の本人確認の必要性が増しています。Peppol においても、この C2/C3 の事業者の参加要件審査の他、spam の防止の観点から C1/C4 の事業者の事業者識別コードの取得を条件とする方向で検討されていると伺っています。

また、実務上、多くの事業者は取引上の必要性から、独自の要件に基づいて取引先の本人確認等を実施していて、一定のコストが発生しているという状況が挙げられます。

続いて、第 4 章に移ります。「契約・決済取引の目指すべきビジョン」ということで、こちらは第 2 回の検討会のときにお示しをしたスライドです。一連の取引の流れを仮想的な次世代取引基盤によって、デジタル完結・自動化することで、人間はコストセンターにおけるアナログかつ煩雑な事務処理から解放され、取引内容の調整・判断等の価値創出に専念できる上、取引データ分析によるデータドリブンな社会課題への対応ですとか、経営判断が可能になることを目指しています。

続いて、こちらはこれまで議論を行ってきた中で、この仮想的な次世代取引基盤について、もう一段整理したものになっています。この連携の軸ですが、まず中央に来ているのが、データ連携の軸です。標準化されたフォーマットによるリアルタイムなデータ連携が、それぞれ小売業ですとか、運送業者、メーカー、商社、輸入商社というステークホルダーが存在しています。

下のインフラレイヤーに当たるところですが、「多様な業界・モジュールをまたがるデータ連携」とありますけれども、現在、物流モジュールですとか、品質情報モジュール、国際取引モジュールと整理をしています。具体的な内容については、検収実施結果の連携であるとか、運送の状況の連携、あとは鉄鋼ミルシート等の品質証明の連携、国際決済の連携、関税手続等の連携が考えられます。

標準化されたこのデータに合わせたアプリケーションですとか、アルゴリズムとして考えられるのが、例えばこの SCM のアルゴリズム、需要予測の AI ですが、後ほどユースケースで紹介したいと思います。トレーサビリティのチェックシステム、与信 AI、データ可視化ツール等が挙げられるのですけれども、ここで目指しているデータ利活用による新たな価値創出の例で欠品/ロス最小化ですとか、トレーサビリティの確保、商流ファイナンスによる資金繰り、EBPM、税務の最適化などが挙げられています。

スライドはもう 1 つあり、こちらが「仮想的な次世代取引基盤による取引のデジタル完結化」ということで、こちらの図で示しているのが、利用者がこの 1 つの取引サービスで、ワンストップ・ワンスオンリーの取引ができるようになるといった辺りになっています。

左側から、受発注、請求、決済です。それぞれ下にコメントで書いてあるのですけれども、各取引の間で連携が必要になるところ、例えばデータ連携基盤等による異なる EDI 間の連携、あとは EDI のこの Peppol のデータ連携、Peppol による請求データ連携、Peppol とウ

オレットのデータ連携、金流データと決済手段の連携が挙げられます。

そしてこのデジタル完結化された取引が青で書いているところです。例えば、利用システムに縛られない受発注データの連携、契約のワンストップ化、請求業務のデジタル完結・自動化、ウォレットによる多頻度リアルタイムの金流データ連携が想定されています。

取引におけるそれぞれのデジタル化のレベル感について、このように整理をしました。委員の皆さま方から、ご指摘、アドバイスを頂き、一番右のこの **DX**、デジタルトランスフォーメーションと言われるものが全て包含されている形で、左側が非デジタル取引、順を追ってデータ化された取引、データ連携可能な取引、取引データ利活用をこのようにマッピングしています。このアーキテクチャの設計については、下の矢印で書いているのですが、**To-be** 像からバックキャストしたアーキテクチャ設計を行っており、逆に現実の環境を踏まえて、確実な実装に向けたフォアキャストによる施策の整理は、このバックキャストの逆にこのフォアキャストによる手法を行っています。

次のスライドから具体的なビジネス・ユースケースをいくつかお示ししたいと思います。この **As-Is** とデータ連携、データ利活用、それぞれ整理がこのようにされています。

まず先ほどの緑の図で行きますと、データ連携のフェーズです。ここでは好きなタイミングでの売上を受け取り、また、販売状況が常にオンラインで可視化されて確認可能になるということが挙げられるのですが、われわれが目指しているところはこのデータ利活用の領域になります。需要を予測し、売上需要予測に基づいて、この融資の判断情報が利用できるようになります。それぞれのステークホルダーでメリットをこのように整理をしています。

ビジネス・ユースケースとして、フローを整理した図がこちらです。今回、この赤色でくくっているところがわれわれのこのアーキテクチャを整理する範囲としています。

そして関係するステークホルダーと実現可能な価値であるとか、システム上の整備が必要な事項、システム外の調整が必要な事項をそれぞれ整理し、こちらの表にマッピングをしています。

ユースケースの 2 つ目です。この **GHG** 情報のデジタル化ですが、こちらも現状が一番上のところで、2 番目ではこのトレーサビリティを確保し、証跡を確認可能するといったところまで行けるかと思えます。

3 番目が目指す姿で、クラウド上で **GHG** のデータの確認をし、アクセス権が付与されて、ガバナンスも担保します。そして **GHG** のデータの妥当性が担保された上で、第三者へのデータの提供も可能になるのではないかと考えているものです。

ユースケースの 3 つ目です。こちらが **GHG** のデジタル化で、3 つ目がこちらになります。取引データの集約と経理事務の自動化ということで、これが一番現状の中小企業の皆さま方のビジネスに近いところになるのではないかと思います。

まずデータ連携ですが、このクラウド **ERP** と一律で取引をやっているところ、もう一段、データの利活用の領域に行きますと、ある程度この取引に関する手続きが集約をされ、銀行側からするとより積極的な融資が可能になるのではないかと考えている次第です。

これについても、取引データの集約と経理事務の自動化ということで、このように業務のフローを整理して、アーキの範囲を定めました。それぞれ関係するステークホルダーのメリットやシステム上の整備、システム外の整備を整理しています。

続いて、第 6 章として、機能要件の整理のフェーズに移ります。この仮想的な次世代取引基盤ということで、第 5 章までの検討を踏まえて、システム要求分析を 7 層のアーキに基づき整理を実施することを予定しています。左が受発注、緑のところは請求ですので Peppol、特に細分化し、C1/C4 の業務システム、そして C2/C3 の Access Point、右側が決済の領域と区分をしています。

全体で大きくこの決済分野におけるデータ連携のオプションの検討、そして受発注・請求分野におけるデータ連携のオプション、3 つ目が識別子ですとか、事業者の本人確認の検討の必要性の整理、データ利活用のルールについて検討の必要性と考えています。

こちらが受発注・請求におけるデータ連携のオプションです。3 つに整理をしていて、まずこの第 4 層起点という図ですけれども、この協調領域のところを特に「設定しない」と書いてありますけれども、それぞれ概要のところはメリット、デメリットを整理したものがこちらです。複数の VAN の存在や SaaS から連携をすることが挙げられます。

中央をご覧くださいますと、業界を超えた企業との取引を実施することが可能ということで、SaaS 企業ですとか、VAN を経由することで、それぞれ多様な取引相手とデータ連携を行える仕組みが構築できるのではないかと考えているところです。

区分の 3 つ目、第 3 層を起点としたパターンです。C2/C3 間の通信仕様の統一化を進めて、当該仕様に対応するサービスを利用する多様な取引相手とデータ連携を行える仕組みを構築する、共通ネットワークと書いてありまして、そこから VAN ですとか、SaaS に連携をするパターンです。これであれば業界を超えた企業との取引を実現することも可能と挙げられているのですけれども、ネットワークプロバイダに統一的に通信仕様を採用させるエンフォースメントですとか、インセンティブが必要といった辺りが課題として挙げられたり、C2/C3 間の通信仕様の統一範囲を管理する必要性が出てきたり、データ化されていないネットワークへの対応は困難と。それぞれ 3 つのパターンにおいて、メリット、デメリットの整理した図がこちらです。

次に決済分野におけるデータ連携オプションです。まず左側に、As-Is と課題を整理しました。先ほどの、このバツが 2 カ所あったところですが、こちらの図にマッピングされているところなのですけれども、グレーで描いてある矢印が決済の実行で、赤が金流データの連携と示してあります。それぞれ課題として、3 層、4 層、5 層それぞれ、これまでの議論の内容、調査結果をこちらにマッピングしています。これらを踏まえて、3 つのこのアーキテクチャのオプションを整理する方針で考えています。

まずこの第 4 層の利活用の環境起点ですと、電代業を中心に金流データの連携を図っていくパターン、そして中央に書いてありますが、この第 3 層の連携基盤起点です。金流データ対応の API を開放するケースです。右に書いてありますが、この第 1 層のインフラ

の起点ですので、将来的なイメージを示していますが、この ISO20022 等、XML の電文に全て準拠するということを考えている次第です。

それぞれ 3 層、4 層、5 層における課題と、また、この実装における課題の整理をしていて、ここも青字と赤字で書いているように、メリット、デメリットをお示しします。

続いて、識別子と事業所の本人確認の検討の必要性ということで、これまで整理してきた内容ですとか、諸外国の動向を踏まえて、検討に関する論点を整理していきたいと考えています。まず左側が識別子分野における協調領域の設定と必要性に係る論点です。識別子の統合管理が①から③それぞれあり、前述の LEI の件ですとか、あとは諸外国の事例の件も整理をしていきます。

右側が事業者の KYC 分野における協調領域の設定と必要性に係る論点で、一定のコストが発生しているところすとか、あとは本人確認のスキームを整備しないことによりリスクは高まると、これらの課題が挙げられていますので、整理をしてご提示する段取りまで来ています。

続いてこの 4 番目です。まず必要な検討性を 2 パターンに整理をしています。データ活用の際に、どこまで活用することが許容されるのか、また、データ連携できる基盤ができて、結局データ利活用が進まないことが、課題として挙げられていますので、それぞれこの検討のポイントを整理して進めていこうという段取りです。

検討の必要性のところですが、ここに書いてあるような個人情報保護法ですとか、不正競争防止法といろいろと挙がっているのですけれども、必ずしもデータの利活用があまり意識されていなかった法律を起点に考える必要はないのではないかという課題も挙げられています。

それぞれ検討のポイントとしましては、この取引データの利用ルールの設定、公共の中でどこまで使っていくのか、さらにデータ配置とルールの在り方についても、海外事例を元に、国内での事例も参照しながら進めていこうと考えています。

そして委員の皆さま方からご指摘をしていただきました、DADC の実施意義のところですけれども、例えばグレーゾーンを解消する制度ですとか、レギュラトリーサンドボックス等の規制のサンドボックス等を活用しながら、データ利活用を主体である法人情報種別を利用目的ごとに使う場合の解釈についてサポート・支援ができるような仕組みを IPA・DADC が担うのであれば、役割としては非常に大きいのではないかと考えている状況です。

次に、まとめに入ります。まずこちらがデジタル庁からの検討依頼と、今年度の DADC の想定成果物の対応関係になっています。デジタル庁からの依頼については、第 2 回の検討会のときに整理をしたこの 3 つの論点、そして 3 月末時点での対応状況ですけれども、まずはシステム間の相互運用を確保するためのアーキ類のオプションをそれぞれ提示します。併せて、標準業務フロー、システム構成イメージ、データモデルについても整理をしています。そして本人確認の領域については、要求事項および論点を整理しています。3 つ目のところに関しては、この周辺領域と取引の関係についてのビジョンをお示ししながら、両

者の接続性と拡張について、ビジネスのユースケースをお示ししていきたいと思っ  
ています。

残課題のところですが、本日、議論いただきたいところでもあるのですが、まずこのアー  
キテクチャの詳細化と検証が必要になってきます。2番目の ID/KYC についても同様に、先  
んじて必要となる事業者 KYC の整備の方向性について、具体的な検討を行います。3つ目  
が取引データの連携と利活用に当たってのガバナンス検討です。

第7章・第8章では、実証を通じて開発・検証される標準のアーキテクチャなのですが、  
左に、取引先 A、ワンストップシステムと書いてありますが、この事業者 B のパターンで  
すと、受発注、請求、決済と、それぞれここに書いてあるように連携をしていくというこ  
とが想定されます。ここでの注釈のところですが、ワンストップシステムと関連するシス  
テムと連携するパターンも考えられるのではないかと考えています。それぞれ、青、赤、  
緑でマッピングしていますが、開発・検証される標準ですとか、アーキテクチャのシス  
テムはこれらを想定しています。

来年度以降実施すべきと考えられている事項案ですが、こちらが非常に重要で、この  
アーキテクチャの設計は、これまで議論した延長ではあるのですが、この普及のための  
施策です。本日、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク様からもご発表をして  
いただきますが、関連するような案件との進行状況、相関を鑑みますと、特に全銀の  
EDI の利活用のところは、GEPS と言われる政府系の調達・会計システムにおいて、  
一点突破が図れないかというアドバイスも頂いたところです。この辺りは、アーキ  
テクチャの設計者ですとか、運用の実務者が、現在、庁内と関係省庁と調整中  
ですので、「現在調整中」となっていますが、今後、もう一段、来年度の進め方を  
具体化していきたいと考えている次第です。

最後になりますが、今後の進め方です。まず本日、グリーンペーパーの骨子案を  
提示し、4月末に向けて、この成果物を公表する段階で考えています。各委員の方  
々、関係府省の皆さまにレビューのご依頼をし、関係省庁との調整を並行して進  
めていきます。また、NEDO による実証事業も公募開始と伺っていますので、実  
証事業・採択事業が決定し、デジタル庁が並行して進めている施策のところも  
重点計画に反映するというスケジュールで考えているところです。

私からのプレゼンテーションは、以上になります。事務局、萩田さんにお返し  
します。ありがとうございました。

○萩田プロジェクトリーダー それでは引き続き、議事に入ります。本日欠席の増  
島アドバイザーに対し、事務局から事前のヒアリングをしたところございまして、  
その際に頂いたコメントに関して、ぜひご紹介できればと考えています。

それでは画面を共有しつつ、頂いたコメントを私が読み上げます。先ほど事務  
局から表示させていただいたスライドについて 1 点お断わりなのですが、専ら視  
認性の観点から、多少、お配りした物とはデザインが変わっている物もありま  
すが、記載内容の変更はしていま

せんので、あらかじめお伝えします。

それでは増島アドバイザーから頂いたご意見に関して読み上げさせていただければと考えています。増島アドバイザーからは3点のコメントを頂いています。

1点目です。決済分野におけるアーキテクチャ検討については、現状は主に全銀システムを中心とした振込取引やZEDIによるデータ連携を中心的な検討対象としていますが、決済の領域では現在、これまでのアーキテクチャを覆すような提案が通貨インフラのレイヤーでなされる可能性があります。例えば中央銀行デジタル通貨は現在その導入の是非を含めて検討の段階ですが、いつでも導入決定となってもよいように準備はしておくというのが日銀の立場です。通貨のデジタル化が実現する場合、プログラマブルな決済手段が導入される可能性が高いと言われており、その場合には、現在検討しているものとは全く異なるアーキテクチャを設計していく必要が生じるだろうと思います。

決済分野は、他の領域とは異なり、通貨そのものがデジタル化していくことが政策として視野に入っていること、また金融機関のレイヤーでのプログラマブルな決済手段の導入についての議論やこれを可能とする法制の議論も進んでいることからすれば、そのような可能性があること、これが実現した場合には今回検討しているアーキテクチャの見直しがあり得るべきことは、グリーンペーパー内に触れておかれた方が、今回実現しようとする世界観のクレディビリティを高め、人々の支持を集めるうえでも、良いのではないかと思います。

次、2点目を読み上げます。

事務局資料(36ページ目)残課題において、「取引データの連携・利活用に当たってのガバナンス検討」が挙げられています。この点に関連して、2022年2月にも、デジタル庁が「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するサブワーキンググループ」の成果物として、データ流通・利活用のガバナンスモデルを提唱しています。こちらのモデルは、アジャイルガバナンスのモデルをベースとして構築されており、IPA-DADCの今後の検討とも整合的と思われます。今後そのような成果物も参考にしながら検討を進める旨整理することで、検討の見通しがわかりやすく、また他のデータ戦略との連携が見えるのではないのでしょうか。

引き続き、3点目に関し、ご紹介します。

2点目と同様に、残課題において、事業者ID/KYCの整備に向けた検討が挙げられています。内閣官房デジタル市場競争本部 Trusted Web 推進協議会においても、EUにおいて検討中の Digital Identity Wallet 構想、EUが共通して用いることができるデータ共有、流通基盤で、各国が発行するID等をトラストアンカーとして用いる分担型 ID Wallet を開発・普及させる構想をわが国も実現する議論がなされており、今後、このような類似の検討との連携についても視野に入れることで、政府の他の取り組みと切り離された検討ではない点がいやすくなると思います」。

このようなご意見を事前に頂いておりましたので、この機会にご紹介しました。

それでは、引き続き、本検討会と連携して検討を進めていただいている全銀ネット様にお

ける ZEDI 利活用促進ワーキンググループからの本検討会のトスアップ事項について、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク事務局長 小林健一様からご紹介をさせていただきたいと思います。

それでは小林様、お願いします。

○小林事務局長 前回に引き続き、発言の機会を賜り、ありがとうございます。前回、私どもからは、当法人の ZEDI 利活用促進ワーキンググループの第 2 回の模様とし、メンバーの皆さまからご指摘をいただいた、ZEDI が活用されない理由や課題、またそれを解決する方策等を、この場でご紹介をしました。

このワーキンググループについて、今月 3 月 11 日に、第 3 回の会合を開催し、本検討会や各スタディ・グループの模様についてご報告をした上で、改めて 2023 年 10 月のインボイス制度の開始、それから 2024 年に迫った ZEDI の更改の期限、これらを踏まえ、ZEDI の在り方等について議論を行いましたので、ご報告をします。

先ほど、資料の 19 ページのスライドにもご紹介をいただいていたのですが、この普及スタディ・グループにおいて、仮に受発注・請求のデータ化が進んだとしても、複数の課題があること、すなわち支払企業に金流データを添付するインセンティブがない、それから会計ソフトの ZEDI 対応が進んでいないこと。あるいは、ERP、会計ベンダーと銀行の連携が途上であるなどの理由から、直ちに ZEDI との連携が進まない可能性があるのではないかと、ご指摘を頂戴したことを踏まえ、これらを解消するための仮説を全銀ネット事務局から提示をして、当日は議論を行いました。

ご案内のとおり、銀行界では 2018 年に ZEDI を稼働させ、いわば川下に当たる決済起点でデータ連携に係る議論を進めてきたところですが、官民を挙げて、川上に当たる受発注のデータ化及びインボイス制度の開始等を見据え、川中に当たる請求のデータ化・標準化に向けた議論を進めていただいているところです。

私どもの仮説は、こうした取り組みが着実に進展して、企業が導入している受発注の EDI システム、あるいは会計システム、電子請求管理システム等に、川上、川中の商流データが格納されているということを前提とした場合の ZEDI の役割・在り方を改めて考え直したことを起点としています。

この仮説の具体的な内容ですけれども、ZEDI に格納する情報を限定しようとするものです。現在、私どもが最低限必要であろうと考えている情報を S-ZEDI、すなわち Simple-ZEDI ということで、項目を絞って公表していますが、それでも 18 項目ほどあります。これを商流データと結び付けるキー情報としての請求書番号 1 つに限定してしまう案、もしくはこの請求書番号を現在の固定長電文内にあります 20 桁の EDI 情報欄に入力する形として、そもそも ZEDI を介さずに、全銀システム本体で送信する案、これらのいずれかを採用することによって、支払企業の皆さまの入力負担を軽減することにつながり、かつ主要メリットである受取企業の入金消込機能を損なうことなく、受発注・請求・決済データのシームレス

かつフリクシオンな連携が可能になるのではないかと、これが仮説です。各領域におけるデータ化が進展した新たな世界を想定した場合、このように決済領域におけるデータ連携のハードルを軽減させることが、全体最適と整合的な方策なのではないかと考えてご提案をした次第です。

この仮説に対し、メンバーの皆さまからは、電子インボイスで送ったデータを振り込みのデータにはほぼ自動的に展開する形が理想だと思われまますけれども、その際に、キーとなる情報の整理が必要であるところ、仮説として挙げられた請求書番号が 1 つの解になるかもしれないというコメントですとか、ZEDI で全てを実現できるという理想のみを描くのではなく、特定の機能に特化した形で、ZEDI の役割を見直していくという現実的な選択肢を視野に入れることも確かに必要、といった前向きなコメントを頂きました。今後、私どもでは、仮設のさらなる深掘りを進めていく予定です。

またこの他、ZEDI の利活用につながる受発注・請求・決済のデータ連携に関し、先ほど大久保様からもご紹介をしていただきましたが、当初は B to G にユースケースを絞った検討を進めれば、関係者も一定程度絞られ、スピード感を持った議論ができ、それを将来的に B to B に広めていく段階的な方策が有効ではないかといったご意見、そしてこうした検討をぜひデジタル庁にリードしてもらうことが望ましいのではないかとといったご意見も頂きましたのでご紹介します。

なお、いまだ、川上である受発注の電子化が現状、ボトルネックになっている可能性もあるといったご意見もあり、ZEDI 普及の課題については、私どものワーキンググループだけでは解決することは難しいと考えていますので、引き続き、本検討会とも有機的に連携をしながら、関係者の皆さまと連携を深めていきたいと考えています。私からは以上です。ありがとうございました。

○**靄田プロジェクトリーダー 小林事務局長**、大変ありがとうございました。それでは各委員、各オブザーバの皆さまからの自由討議をいただければと考えています。現段階において、富士榮委員からコメントを頂いているように認識しておりますところ、コメント頂けますと大変有難く存じます。

○**富士榮委員** ありがとうございます。OpenID ファウンデーション・ジャパンの富士榮です。取りまとめをありがとうございました。非常に分かりやすくなっていたと思います。

今日、議論したいポイントとして、グリーンペーパーに記載事項に関する補足という話があったと思います。その点について、特に法人 KYC、事業者確認というところについて、少し触れたいと思います。

やはり法人取引において、相手法人をいかにして信頼していくのかを確たるものにしていくかという話を中心になってきます。今、一番近いところにいるのがやはりデジタル庁が提供している G ビズ ID に触れないわけにはいかないだろうと考えています。

こちらに関しては、ただやはり現状は、行政手続きに関する基盤に限定された使い方になっているので、こちらをいかに民間でのユースケースに対して利用できるようにしていくか、デジタル庁と歩調を合わせながら進めていけるような仕組みが必要になってくるのではないかと思います。この辺りの状況についても、グリーンペーパーで現状について触れておくというのは非常に重要なのではないかと思います。

また、G ビズ ID のようないわゆる法務省の法人登記を元にして事業者の登録がされている ID のプラットフォームについても、その登録自体のプロセスを含めた KYC の明確化、またそれによる透明性の担保をできるようにしていくと、より国際連携を踏まえると具体的に内容が書いてあるという状態を作っていくことによって、信頼性の担保に資することができるのではないかと思います。実際に G ビズ ID、gBizINFO から提供される情報の透明性をより高めていくことが非常に重要なのではないかと思います。

また、先ほどの増島先生のコメントにもありましたが、今後の環境やテクノロジーはやはり変化をしていくと思っています。では今回の契約・決済について、それがどう関係してくるのかという一番大きなポイントは、事業者と相手方のシステム間の結合がどう下がっていくかはやはり大きなポイントになるのではないかと思います。

現状ですと、例えば EDI ですとか、ERP でのシステム間連携が事前につながっていることが前提になってきているのですが、例えば KYC という文脈になってくると、例えば分散型 ID ですとか、検証可能な資格証明のようなものはテクノロジーが非常に充実してきているので、そうなってくるとシステム間が直接連携していない状況においても、相手方の持っている資格証明がどう検証できるようになるのか、確認が取れるようになるということも、テクノロジーとして進化をしてきているとは思っています。こういった動向も見ながら進めていくというのは非常に重要なポイントだと思いますので、この辺も触れていくといいのではないかと思います。

先ほども内閣官房 Trusted Web 推進協議会の名前も出ていましたが、他の取組との歩調をどう合わせていくかについても、検討並びに記載ができるとよりよいのではないかと思います。

G ビズ ID の話を中心にしましたが、そういういわゆる中央集権的な政府の提供するプラットフォームに限らず、もう少し緩い KYC を求めている事業者もいらっしゃると思います。民間ですでに商取引をする過程において、相手方の事業者の確認をした結果をどのように 2 次流通させて、それを活用していくかも触れられるといいとは思っています。これはいろいろな事業者が取引を行った結果の履歴を含めたものですが、これを積み上げ、アグリゲートしていくことによって、信頼形成を分権型でしていくというメカニズムになっているかと思えます。これも確固たるものがない中でも、いろいろな事業者について、確かにその事業者が存在しているとか、信頼できる、支払能力があるということを担保できる仕組みも今後の取組として触れられるといいのではないかと思います。

順番が前後しますが、全体としてグリーンペーパーの前提の部分になると思いますが、デジ

タル化をするところにおけるモチベーションというか、動機付けに触れていたかと思いません。結局、今なぜ、オフラインでやっている中で相手を信頼できるのか、それがデジタルに変わったときに、なぜそれが信頼しづらくなっているのかという根本的な課題感も少し触れるといいのではないかと思います。やはりデジタル化することによって、データのコピー、偽造や詐称などというものについて、やはり対面での実施と比べると、なかなかハードルが下がってしまっている側面もあると思います。そういう非対面における偽造・詐称に対するハードルが下がっているので、そういうところに適切なテクノロジーを当てていくことが必要だ、というところについても、最初のくだりで触れておくことによって、KYCを含めたデジタル化について、より理解が得られやすくなるのではないかと感じています。私からは以上です。

○**靱田プロジェクトリーダー** ありがとうございます。頂いたご意見は、まさに4月以降に成果物の案をご確認していただく際までに盛り込みまして、記載内容については、引き続き適切な反映ができていくかどうかを含め、改めてコメントを頂けると、われわれとしては大変ありがたく思います。

続いて、**山上委員**から発言のご希望が出ています。**山上委員**、お願いします。

○**山上委員** 2点ほどございます。最初は、今日、頂いている事務局資料のうち、7ページ、17ページ、34ページで、LEIに関してのコメントを取り上げていただき、まさにご理解いただいたとおりで、ここは何がしかの手を打っておく必要があるのではないかと思うところ です。

それと今あえて付け加えるのはと思いますけれども、最近ロシアに対するサンクション等の情勢が出てきているが故、どういった取引先があるのかということは、今後も非常に重要になってくるのではないかと認識しています。単純に取引先のKYCということだけではなく、サプライチェーン全体のKYCのようなところまで見ていくとすると、重要性が増すのではないかと認識です。

2点目です。全般的に本当に次世代取引基盤これが使われるようになるのかと考えたときに、このプロジェクトにおいて、検討の結果、ユースケースをご提示するだけで本当にいいのかと少し思っているところがあります。今回、ビジネス・ユースケースにいろいろ手を入れていただき、非常に分かりやすくなったと思いますし、事業者の皆さんのどこに効くのが前回よりも分かりやすくなったと思います。

特に金融機能との連携について、全銀やZEDIだったりするのですがけれども、私の個人的な仮説は、やはりインターネットバンキングの普及こそ実際に因果関係が明確に説明されてはいないものの、普及に向けての一丁目一番地の施策なのではないかと思っています。これは、全銀ネット様からもご説明がありましたけれども川下として存在しているZEDIを、川中・川上で使ってもらおうことを考えた場合に、どのようにZEDIが存在していればいいのか

かを考えるためにも、ID の拡充が、さらにそれが会計ソフトなどの連動とか、どのように関係しているのか、市場を使ってきちんと実証し、それが正しい進め方なのかどうかということを検討してみる必要があるのではないかと考えています。実はそのように思わせた要因が1つあり、少し私の資料を共有してもよろしいでしょうか。

○梶田プロジェクトリーダー よろしくお願ひします。

○山上委員 これは、既に皆さんもご覧いただいたものだと思いますけれども、決済のスタンディ・グループ、福岡銀行の河崎さんから頂いた資料です。これは実際に福岡銀行における法人のインターネットバンキングが契約としてどうなのかということと、また、業種としてどういうふうに散らばっているのかというところで、福岡銀行としてビジネスの推進余地があるところについて中堅、中小・個人事業主といったところを分析して出しています。さらに、福岡銀行自体が、訪問を通じて契約はしてくれているのだけれども、実際のところは、例えば事例の①番であれば、操作が分かりにくくて使っていないという話、契約しているのだけれども、社長の意向として抵抗感があって使っていないであるとか、アナログな手続きがたくさんあって使えないということがだんだん分かってくるわけです。

こうしたときに、IB 側でどういうことをやったらいいのかだけではなく、どんな魅力を ZEDI が兼ね備えていけばよい、であるとか、どの時点で ZEDI が選べるようにしてあげればといったようなことも、ここまでやれば分かっていくのだろうと考えています。実は、河崎さんの資料については、大企業・中堅企業といったところとどのように契約しているかについては、実は福岡銀行も NTT データが提供されている ANSER という仕組みを土台にして、インターネットバンキングを提供されていて、ANSER はかなりの先に使われているインフラ的なサービスになっていると聞いています。

私自身は、NTT データではなく、外部の経営研究所の人間なので、NTT データのサービス自体について詳しくないのですが、NTT データは各銀行のサービスレベルについて把握しており、各銀行別にフィードバックされているようです。福岡銀行さんのような情報収集ができるなら、ZRDI、全銀、さらに次世代取引基盤から出てくるサービスを組み合わせてあげれば、IB が普及すると、どういうことが起きるのかを想定できるのではないかと思います。

私がなぜそういう話を申し上げているかということ、ユースケースのさらに先に、これは実証なのかもしれませんが、銀行だけではなくて、おそらく NTT データと銀行と、さらに例えば本日ご参加いただいているマネーフォワードの瀧さんなどにもご協力をさせていただきながら、IB が普及して機能が充実していったときに、会計ソフトがさらに使われるようになり、会計ソフトが選択肢として ZEDI の提供もできるようになっていったときに、好循環が作り出せる可能性について複数の人たちとの協力で、ある程度実証実験として成立できる、仮説の証明ができていくのではないかと考えているところもあります。そう

いうものを世間にご理解いただくということ自体が、いろいろなエンティティーにとって重要なのではないかと思ったこともあり、ユースケースの先に NEDO の実証実験のようなところでそういった切り口で扱えることによって、複数の事業者にとっても価値がある結果が得られるのではないかと申し上げた次第です。

さらに老婆心ながら申し上げると、社会インフラ化しつつある決済の仕組みと申しますか、特に ZEDI を銀行が管理すると考えるよりも、例えばデジタル庁が中央の官庁のためだけに存在していたシステムをクラウドに載せて、皆さんが利用できるような形に変えていくというガバナンスの変更のようなことを設立以来されているように認識していますし、自治体における 17 の業務の平準化のようなものもその中にたとえられるのではないかと思うのですけれども、特に ZEDI を考えた場合、そういった抜本的な考え方の変更もあり得るのではないかとも思います。少し言い過ぎなことなのではないか、と重々承知ですが、申し上げておきたいと思いました。私からは以上です。ありがとうございます。

○ 靱田プロジェクトリーダー 山上委員、大変ありがとうございます。頂いたコメントも踏まえ、引き続き取りまとめさせていただきます。少々時間が迫っているところもあり、各委員の方々から引き続き、ご発言をお願いできればと思います。岩田委員から先に頂いていたと承知していますので、コメントいただけますと幸いです。

○ 岩田委員 それでは大きく 2 点、申し上げたいと思います。まず事務局の皆さま、特にここまでのワークをありがとうございます。お疲れさまです。

やはり大きな見取り図を示しながら、今後細かくやっていく、今後このメリハリが重要だと思っています。特に細かく取り組むべきところ、優先順位が高そうなところについて、2 点ほど申し上げます。

1 点目は、ID/KYC に関わる場所ですが、ここは富士榮委員の発言にもすぐつながるのであるけれども、やはりデータセキュリティの観点からスタートするのが第一優先なのではと思っています。要はデジタル化することによって、不正で改ざんされたものを大量発生しようと思えばできてしまう、また悪意のある第 3 アクターがこのシステム、インフラを混乱させようと思えばできてしまいます。やはり、改ざんされないデータ発行をどう実現していくか、EU における eIDAS 相当のもの、日本においてトラストサービスと言われているようなところの実装をどうしていくのかを第一優先にし、その次の犯罪収益移転防止法等の対応、AML 等の対応をやっていくであるとか、少しステップを分ける必要があるのだろうと思っています。

2 点目、データガバナンスについてです。これは、やはり電子的に誰がどのような目的で、どのデータを対象に活用できるかをガバナンスしていく仕組みが EU の Digital Identity Wallet にも似たような概念になってくると思いますし、Trusted Web の名前が何回も上がっていますが、そこで検討されている内容とも近いところになってくると思います。そう

いったデータについては、いわゆる合意形成の在り方を電子的にどうやっていくかに焦点を絞って、落とし込みの検討をしていくようなところも有効かと思いました。以上です。

○靱田プロジェクトリーダー コメントを大変ありがとうございます。それでは引き続き、森下先生からコメントを頂戴したいと思います。

○森下委員 まとめていただき、ありがとうございました。2点だけ、申し上げたいと思います。1点目は、資料の15ページの定義について、受発注がかなり売買に引き寄せられて説明されていると思います。下にも書いてありますように、売買に限らず、サービスに関するものも出てくると思いますので、あまり売買に寄せすぎない方がよいのではないかと、という印象を受けました。

2点目は、今後の検討に当たり、いろいろなアーキテクチャを考えていったとしても、コストを誰が負担するのかが大事になってくるのではないかと思います。例えばAPIで接続するといったとしても、コスト負担を誰がするのが問題となり、なかなか進みにくい要因の1つであると伺うこともあります。したがって、いろいろな仕組みを考えていくにしても、やはりあり得るコスト負担を検討の項目として入れていかなければ、仕組みはできたけれども、誰がコストを負担するのかが争いになって、結局進まなかったということになってしまっは困るので、コストの観点をごどこかで一度眺めてみるステップが必要なのではないかと感じています。以上です。

○靱田プロジェクトリーダー ありがとうございます。続きまして、鈴木委員、もしよければコメントをお願いしてよろしいですか。

○鈴木委員 本当に丁寧に資料をまとめていただき、ありがとうございます。

私から少しコメントをさせていただきたい点としては、決済の点です。増島先生のコメントにもありましたように、決済という観点は、この2~5年で非常に大きく市場が変化している状況だと思います。今回、現時点での課題や整理という意味では、今回のこの内容が非常に適切なのではないかとはいえますけれども、おそらく1、2年で大きな変化も進んでいくと思うので、こういった検討の場を継続的に持っていただくことがすごく有効なのではないかと思うので、そういった場を持つこともグリーンペーパーの中なのか、どこかの場で検討していただければと思います。

あと今後、決済が変わっていく中で、陳腐化しないためにという観点でも、大きな国際標準への遵守は1つの安全な策になるのではないかと思います。今回、ISOのようなリッチな情報という書き方になっているかと思いますが、APIを使うようになると、どういう状況でも対応できるようにはなるのですけれども、その元となるデータをどういった形でそれぞれのシステムに持っていくかについては何らかの標準が必要になってきます。それによ

って API も標準化をしていける部分になると思うので、そういった観点では、データの持ち方は標準として何らか定義をしていただく方がよいのではないかと思います。以上です。

○ 靱田プロジェクトリーダー 鈴木委員、大変ありがとうございます。続けてご指摘を踏まえ、取りまとめを進めさせていただきます。引き続き、中林委員、コメントを頂いていると思います。いかがですか。

○ 中林委員 ヤマト運輸、中林です。皆さんがおっしゃっているように、始まった頃よりかなり具体化して、やるべきことが見えてきたと思うので、すごくよくなってきたと思います。皆さん、ありがとうございます。

細かいところではないのですが、やはり実効性があるものを作っていくために、ある程度、実証実験、実装を意識したより具体的な議論が必要ではないかと思います。本当に当事者同士が集まって、実証実験でのフィードバックを得て、ブラッシュアップしていくフィードバックグループを作るのが大事ではないかと思います。今、鈴木委員からもご発言があったと思うのですが、継続的な議論も必要ではないかと思うので、そういったことを来年度以降の活動に盛り込んでいただければと思います。

また、グリーンペーパーも同様だと思います。どんどんこうしたものを公表していただきたいというリクエストを申し上げてきたと思いますが、われわれは事業者側、実装する側なので、こういう物を見ながら、やはり会社の中でもいろいろなものを変えていかなければいけません。そのため、こういう物もどんどん公表してブラッシュアップをできればよいのではないかと思います。私からは以上です。

○ 靱田プロジェクトリーダー ご指摘を大変ありがとうございます。それでは、瀧アドバイザーから、コメントいかがでしょうか。

○ 瀧アドバイザー このたびは、非常に丁寧な取りまとめをしていただき、ありがとうございます。いろいろな議論が本当に包摂されていて、ご苦労はいかばかりかと思っています。

2つコメントがあります。1つは先ほど全銀ネット様から頂いたお話の中で共感した点として、例えば 20 桁を使うというようなアイデアがあったときに、今、私どものような電代業の会社というのはもう基本的にスクレイピングで銀行に接続することはあり得なくなってきたので、API 経由でデータを受け取るが必要になってきたときに、ZEDI なのか、ZEDI でないにしても、EDI の ZEDI を受け取るのかというところが、やはり API の形で提供されないと、逆にいうと、最初の鶏と卵の鶏が生まれないという感覚も持っています。これは本当に何を型としていくかというか、標準形にしていくかを、他の議論よりも少し一歩早くやっついていかないと、API はどうしても開発に時間もかかりますし、コストの話も

ありますし、当然ながら、コストがいったんは高くなるというような議論もあります。そのため、どうやって ZEDI の未来を考えるか、やはり従前からもありますけれども、ピッチを上げた議論をしていかないといけないのではないかと思います。つまり、何を今の目標にして、何を PDCA のチェックの対象にしていくのかは、やはり引き続き見ていく必要があるのだらうと思ったのが 1 つです。

私は基本的に ZEDI をやはりどう競争優位にできるかという部分を考えています。というのも、増島先生のコメントにもありましたように、今後決済ネットワークというのは、陰に陽にいろいろな競争圧力が生まれていくものだと思います。仮にそうだとすると、全銀ネットの競争力を確保するために、ZEDI を使うというのはやはり出てくる話だと思います。例えば、ZEDI の電文をもともと作りやすいように請求する側も付していれば、早く振り込みが受けられるとか、消込が簡単になるであるとか、下請けをする側として楽になるというようなことがあればと思います。他のネットワークはおそらくもっと安いとか、あるいは異なる付加価値を持って攻めてくると思いますので、そういう決済ネットワーク間での競争を前提としたような EDI の使われ方もやはり意識する必要があるのではないかと思います次第です。

おおむね、やはり電代業への期待が高いのではないかと、思っているところではあります。この辺りは、本当に現業として頑張らなければいけない部分があると全体を見ながら思っていますので、この業に限らず、銀行の API はやはりいろいろな使い勝手が出てくるものだと思いますので、引き続きインプットと言いますか、貢献させていただければと思っています。以上です。

○ 靱田プロジェクトリーダー 瀧アドバイザー、大変ありがとうございます。続いて、小早川委員、挙手をしていただいていると思っています。コメントをお願いします。

○ 小早川委員 どうもありがとうございます。事務局の皆さま、本当にお疲れさまです。ここまでお取りまとめになられて大変なご苦労があったのではないかと思います。

今日、最初の増島先生のご意見も含めて、何人かの委員方から、決済が大きく変わってきているという話がありました。確かにそのとおりではありますが、個人的には、仮に決済サービスなりそれを提供する様々な技術が変わったとしても、この検討会で、問題意識を持ってこれまで検討を進めている川上（受発注）から川下（決済）までの一気通貫で連携する仕組み（アーキテクチャ）を描くとの重要性は変わらないと思います。将来的には中銀デジタル通貨（CBDC）のような新しい決済手段が出てくるにしても、こちらの検討会でこれから進めようとしている取り組みが全く無意味になってしまうようなことはあり得ないわけです。そこはやはり分けて考えていく必要があると思います。

ポイントとしては、これからも技術が進化し続けるわけですから、情報処理を司るインフラの在り方も変わっていくと思いますけれども、そういうものにアジャイルに、柔軟に対

応できるような形で検討していくことに尽きるのだらうと思います。また、CBDCに関連して申し上げますと、日本の場合、資金循環統計によれば、預金取扱機関が発行する預金は1,663兆円（2021年12月末）あります。それに対して日本銀行が発行する現金は127兆円（同）です。したがって、日銀が発行する現金の約13倍の預金通貨——これは預金取扱機関が発行するという意味で「プライベートマネー」です——が発行されており、そうしたデジタル化された預金通貨の清算・決済を担っているのが全銀システムなのです。

預金通貨を全てCBDCに置き換えることは考え難いわけですから、先ほど申し上げた川上から川下の連携の中で全銀システムをコアに据え、このインフラとの連携をどう図っていくのかは、CBDCの有無に関わらず進めていく必要があります。将来を展望した場合、こうした民間インフラの重要性や、民間ベースのプライベートマネーを使ったより効率的なシステムを作り上げていくという根本の部分は変わらないと思いますので、そこに向けて、この検討会で梶田さんや大久保さんが尽力してこられたこれまでの取り組みが無意味になることは決してないと考えております。

2つ目として、先ほど山上委員から、インターネットバンキングについてお話しがありました。以前、インターネットバンキングの実態調査の結果が報告されていたと思いますが、そのときに私が受けた印象は、件数ベースで見ると、約9割の先はインターネットバンキングを使っているというものだったと思います。その会合の中でも私は申し上げましたけれども、これは銀行のサプライサイドの問題というよりは、インターネットバンキングを使うデマンドサイドの問題なのではないかということだったと思います。つまり、このサービスを利用する方々が、何がしかの理由によって、インターネットバンキングの利用を躊躇するような要因があるのではないかということが考えられます。

従って山上さんもご指摘されたような、単につなげるということではなく、それを継続的に中小零細企業の方々にも使っていただくためには、どうすれば良いのかと、それに向けての工夫をしていくことが必要になるのではないかと思います。また、NTTデータのANSERのお話もしていただいたのですが、私が伺った範囲では、契約形態に応じて、ANSERで取り扱えるデータ容量に限界があり、EDIへの応用には適さなかったという話もあったと思います。従って、データ連携をするに当たって、何でもこのシステムを通じて全て処理できるというよりは、そこには何かしらの限界があるということも念頭に置く必要があると思います。その意味では、これからインターネットバンキングを活用していくに当たっては、そのサービスを提供していただいているベンダーの方々はどういうサービス内容をどういう料金体系の下で提供しているのかも含めて、考えていく必要もあるのではないかと思います。以上です、ありがとうございます。

○梶田プロジェクトリーダー 小早川委員、大変ありがとうございます。それでは、佐々木委員からご発言はいかがですか。その後、岡本委員、お願いします。

○佐々木委員 ありがとうございます。1点、34ページのデータ利活用の部分についてコメント致します。これはすでに他の委員の方もおっしゃっているところですが、この検討会でももちろん非常に重要な論点ですが、別途経済産業省であるとか、政府全体でこのデータの利活用に関するガバナンスルール<sup>1</sup>の在り方は検討されている部分もあると思います。先ほどから出ている例えばアジャイルな在り方、あるいは政府が関与するよりも民間が主体的に進めたほうがよいであるとか、また、数年前からある、**Data Free Flow with Trust**のような国際的な視点、要は政府全体でのデータ利活用に関する検討と、整合的にここの整理をされるといいと思います。

特に金融分野でもそうですけれども、従来はどうしても政府・中央銀行・当局、中央集権的にアプローチしてきましたが、それが先ほどのとおり、いろいろな特に新しい分野、決済分野の技術によって、**decentralized**していくことになりますから、当局が全く関与しないということではないにしても、そうした分権的な秩序を前提に、民間主導、官と民がうまく連携して、まさにこの検討会のようなスタイルのアプローチが必要なのだらうと思います。

すでにポイントはこの中にも入っていると思いますが、ここが今後の検討の中では非常に重要ではないかと思って、コメントをしました。ありがとうございます。

○榎田プロジェクトリーダー 佐々木委員、大変ありがとうございます。引き続き、岡本委員、お願いします。

○岡本委員 事務局の皆さま、お疲れさまです。これまで、お陰さまでいい議論はできてきたと思いますし、しっかりした方向でまとめてこられていると思っています。今後も引き続き議論は必要だと思いますが、一方で議論のための議論にならないかと、もうずっと議論が続いているということにならないかという部分も少し懸念はしています。

今、われわれが取り組んでいる請求のエリア、**Peppol**を採用していこうという部分に関して言うと、現実問題、まだ動いてはいないですし、これから先も障壁はあるとは思いますが、今年の秋から冬にかけてサービスとしては立ち上げていきますし、来年のインボイス制度が義務化されたタイミングではみんなが使えるような状態を目指しています。これは、なぜ動いているのかというと、結局もう期限が決まっているからという部分が大きいと思います。期限が決まっていることと、それに対して民間としても、ただ黙って見ているわけにもいかないと。当然事業者の業務がしっかり成立するようにしなければならないということで危機意識を持って、民間も当事者意識を持って皆で集まって活動ができているという部分が大きいのだと思います。そういう部分で言うと、当然、本プロジェクトに関し、今後も議論を続けていくのだと思いますし、実証実験もあるのだと思いますが、それと同時にもう一定の時間軸でやはり決めていくということが必要ではないかと思います。

限られた時間の中でしっかり進めていく部分もあれば、逆に当然その中で取り残される部分もあると思います。例えば **Peppol** の領域では、申し上げたとおり、もう期限があるの

で、ある程度妥協をしながら進めていっているというところです。Peppol 自身の中で十分整理ができないので、ある程度問題として認識しつつ、本質的な課題解決としては後回しにしているのが事業者の ID、KYC の問題、特に個人事業主です。ただ、こういったものは、もう議論を始めると、永久に議論ができてしまうのですが、ただ議論をしているだけだと何も動かないので、いったん見切り発車をしようと考えています。その見切り発車は必要なことだとは考えていますが、一方で問題となるのは、それで取り残された課題をどう解消していくのかです。後者に関しても、結局、期限を決めない限りはずっと議論が続くだけなので、やはり一定の意思を持って、それはもう場合によっては国の意思なのかもしれないですが、時間軸を決めていく、もう議論のための議論をしない、実証実験をただ続けるのではなく、やはり一定の時間軸の中でもうここまで持っていきましょう、という意思が必要なのではないかと考えています。以上です。

○ 靱田プロジェクトリーダー 岡本委員、ご指摘ありがとうございます。われわれとしても、グリーンペーパーを書いた後に、来年度の進み方という観点から、どういう意思決定をしなければいけないかは極めて重要なポイントだと認識しています。また引き続きこの検討会の進め方については、別途政府内での調整も踏まえ、どう動かしていくかという点についてもご報告できればと考えています。

それでは、喜多羅委員からコメントを頂戴できればと思います。

○ 喜多羅委員 まず非公式も含めて、ここまで資料を詰めてこられた皆さま、どうもお疲れさまです。

実際、アーキテクチャであるとか、事例の詳細が可視化されてきたことは非常に有益だと思うのと、併せて特にユースケースですね。事業会社の目線から見ると、やはりユースケース③のようなところをどのように、もっとそれぞれの会社、あるいはそれぞれの業界のイメージに合う形で合わせていくかをよりもみ込んでいくことが必要なのだろうと思います。ただ、その前にこういう形でモデル化されて、表現されているということはとても大事だと思うので、そういう意味で大変重要なマイルストーンではないかと思っています。

事業会社目線で言えば、当然、業界であるとか、各社固有の事情がいろいろあります。例えば私がこれを見ていたときに、取引先とのやり取り、受発注があって、決済まで行くまでに、例えば違算というプロセスがあって、先方が請求してくるものはこちらが支払うものを突合して合わないときに、どういうネゴがあり、またそれがオーバーライトしてといったように、そんなにスムーズに全体が行かないと言いつく人が出てくると思います。ただそれはそれとして受け止めながら、これをさらにどうやって肉厚にしていくかが重要なのではないかと思っています。

そういう意味では、何名かの方がすでにお話しされていましたが、やはりこの段階で一度、ありていに言ってしまうと野に放ってみて、本当に実証実験的に何ができるのかで

あるとか、どのようにこれを壁打ちで強くしていくかというところが、事業会社に浸透していかせるためには最短のアプローチなのではないかと感じました。

ただ、全体としては繰り返しになりますけれども、非常によく分かりやすくなっていますし、枝葉末節のところでは本筋の議論を曲げてはいけないと思いますので、そういった今後の進め方のところだけ一応一言だけコメントをさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

○**靱田プロジェクトリーダー** ご指摘を大変ありがとうございます。続いては各委員、もしくは各オブザーバから追加的なご意見等はございますか。もしないようでしたら、まずはいったん本検討会をクローズとさせていただこうと考えていますが、よろしいですか。

それでは、本プロジェクトの今後の進め方について、改めてご説明します。本来、3月末に成果物を公表すると申し上げていたところでしたが、少し政府内調整等もあり、本検討会ではグリーンペーパー骨子案という形で、追加的論点について、本日まさにご示唆頂いたところでございます。

こちらですが、3月後半にかけて、文章の形に落としていくという作業を継続します。そして4月の初旬頃から、各委員、関係省庁の皆さま、もしくはステークホルダーの方々に対して、Word形式のものをいったんお送りし、もしご指摘等がありましたら、ぜひ頂き、成果物の公表につなげていきたいと考えています。

また、実証のお話ですが、こちらはNEDOで実施していただくことだと思っておりますが、少しタイミング的にやや後ろ倒しになりそうだというお話は聞いていて、2022年夏頃に公募が始まるかもしれないと聞いているところです。いずれにしても、成果物を受けて、少ししっかりした実証との連携を企画立案していこうと考えています。

また政府の意思決定との関連について、現時点で調整中ではありますが、デジタル庁の重点計画等への打ち込みは検討しております。2022年夏の重点計画にグリーンペーパーの内容をうまく入れ込めるか、ということを引き続き関係省庁とも調整中です。

委員の方々におかれましては、大変恐縮ですが、Word版の報告書についても、今後4月の初旬にいったんお送り差し上げ、大変お忙しい中恐縮ですが、ぜひコメントなどを頂けるとIPAとしては大変ありがたいです。

このような進め方で想定しています。各委員の方々からもしご質問事項などはありましたらお願いします。

○**小早川委員** 靱田さん、1点だけよろしいですか。

○**靱田プロジェクトリーダー** 小早川委員、お願いします。

○**小早川委員** 成果物の公表については、ぜひその方向でやっていただきたいのですが、他

方で、このグリーンペーパーは、おそらくホームページに載せるだけでは読む人は本当に少ないと思います。そのため、公表時の仕掛けを作ったほうがいいと思います。ウェビナー等のイベントを開催して関係者の方々を集め、このグリーンペーパーのエッセンスを説明するとか、関係者の間でエッセンスを共有したのちに検討会の委員を交えてパネルディスカッションを実施するとか、そういう仕掛けを検討なさってはいかがでしょうか。せっかくこれだけのものを皆さまで作られるわけですから、それをできるだけ多くのステークホルダーの方々に中身をしっかりと理解していただいたほうがよいと思います。アウトプットの宣伝の仕方はぜひいろいろ工夫をしてみてくださいと思います。

○ 靱田プロジェクトリーダー ご指摘を大変ありがとうございます。われわれとしても、もちろん、IPA・DADC としての広報活動は引き続き検討をしないといけないとは考えています。また、デジタル庁から依頼を受けた話ですので、適切な政府会議との連携も必要であると認識していますので、われわれとしても精査したいと思っています。

まさに今の 2 点は何らかの形でしっかり普及施策については、公表時、公表以後でしっかり考えていきたいと思っています。また、政府サイドにも適切な会議体でどこかご紹介できる機会など、ぜひ確保できないかと考えています。ご指摘をありがとうございます、ぜひそういった企画立案も含めて、引き続きコメントなど頂ければと思いますし、もし実施事項が固まりましたら、ご連絡を差し上げるようにしますので、ぜひよろしくお願いします。

それではいったんこの会議をクローズとさせていただきます。また引き続き、文書のやり取りという形になるかと思いますが、最終報告書の取りまとめに関し、ご協力賜れますと大変幸いです。

それでは以上をもって、第 3 回契約・決済アーキテクチャ検討会を終わります。本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。

一同：ありがとうございました。

(了)